

派遣の活用法④

① 港湾運送業務：港湾における、船内荷役・沿岸荷役やいかなる種類の船舶積貨物の搬定・積量などの業務。  
② 建設業務：土木、建設その他工物の建設、改造、保存、修理、変更破壊もしくは解体の作業またはこれらの準備の作業に関わる業務。  
③ 警備業務：事務所・住宅・興行場、駐車場・遊園地等における、または運送中の現金等に係る盗難等や雑踏での負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務。



吉田英訓の  
着眼大局 着手小局  
～人と企業～

最近はおかげさまで多くの方々から派遣のご依頼を受ける事があります。そこで今回は労働者派遣が禁止されている業務についてお話しさせていただきます。労働者派遣法において労働者派遣が禁止されている業務は以下の通りです。  
④ 病院・診療所等における医療関連業務：医師・歯科医師・薬剤師の調剤・保健師・助産師、看護師・准看護師栄養士等の業務。ただし以下の場合には可能です。▽紹介予定派遣▽病院・診療所等以外の施設で行われる業務（介護老人保健施設・社会福祉施設等）▽産前産後後援・育児休業・介護休業中の労働者の代替業務  
⑤ 弁護士・社会保険労務士等のいわゆる「士」業務：弁護士・外国法事務弁護士・司法書士・土地家屋調査士の業務や、建築士事務所の管理建築士の業務など（公認会計士・税理士・弁理士・社会保険労務士・行政書士等の業務では一部で労働者派遣は可能です）  
以上の内容が、派遣が禁止されている業務です。参考までに覚えておくと思いいます。  
（ミヨシ・ロジスティクス代表取締役/南西フォーラム委員長）

かながわ経済新聞 2018.4月号

吉田英訓の 連載記事が掲載されました